

市民の提案

『極東条項』による在日米軍削減案

〈骨 子〉

1996年3月30日 第3版（沖縄の統計を含む）

作成：平和資料協同組合・米軍削減案作業グループ

責任者：梅林宏道

§1. 提案の目的

昨年9月の沖縄米兵による少女レイプ事件を契機に、沖縄の市民の米軍基地撤去の声は一気に高まった。住民の声を背景に、大田知事は基地用地の強制使用の手続きに協力することを拒否した。3月末には、強制使用の期限切れの土地がはじめて出現しようとしている。

米軍側は、今のところ東アジアへの10万人前方展開と在日米軍47000人体制を維持するという方針を変えようとしていない。日本政府もこの点に踏み込んで、米軍の人数の削減を要求してはいない。結果として、米軍の人員を削減しないまま、基地の再編、整理をすることによって、少しでも沖縄の市民の怒りを鎮めようとするびほう策が探されている。この方法では限界が目に見えている。

47000人体制(実際には母港軍艦を含めて59000人体制)が本当に必要かという分析が必要である。分析の方法論として、本報告では日米安保条約のいわゆる「極東条項」を厳守したときに、在日米軍の削減がどれほどのものになるかを検討することにした。

いうまでもなく在日米軍は、米国のアジア太平洋戦略の遂行のために日本にいるのではなく、日米安保条約に定められた目的を果たすために日本にいる「目的限定軍」である。その目的を述べているのが「日本国の安全と極東の平和と安全の維持」といういわゆる「極東条項」である。日本政府も、ここにいう極東の範囲についての政府統一見解を変えないと表明している。しかし、冷戦後、この「極東条項」の観点から在日米軍の妥当性について詳細な検討が行われていない。本報告はその空白をうめる試みである。

沖縄県は、地域開発の将来計画の観点から基地撤去の具体的プランを「アクション・プログラム」の形で提案した。これは場所としての<基地>をキーワードとする在日米軍基地削減案である。それに対して、本報告の作業は、軍隊としての<部隊>をキーワードとする在日米軍削減案である。

§2. 方法論

(1) 米軍兵力と活動

「平和資料協同組合」では、1989年以来、米国情報公開法による直接請求によって国防省の内部文書を入手し、在日米軍の実態把握につとめてきた。情報公開資料のほかにも、米会計検査院の報告、米軍の報告書、広報資料などを集めてきた。それらの情報を基礎に、在日米軍の部隊ごとの人員数、その任務を推定する。

人員総数に関しては、まず第一に陸上配備兵力47000人と日本を母港にする軍艦の洋上兵力12000人、合計59000人を基礎とする。通常47000人と語られることが多いが、これでは空母インデペンデンスをはじめとする在日米軍の主要戦力が除外されている。米国防省が作成した「米国と日本国との安全保障関係に関する報告書」(95年3月1日)にも、陸上兵力47000人と洋上兵力12000人を並記している(資料1)。

兵力の内訳には、全体を一目瞭然に記述した公的資料は入手されていない。しかし、1991年8月に発行された米会計検査院(GAO)報告書(NSLAD-91-192)が、陸軍、海軍、空軍、海兵隊の全軍にわたるある程度細分化したデータをまとめている。また、情報公開法によって海軍は1993年1月、海兵隊は92年4月、空軍は93年3月までの部隊ごとの兵力が得られている。第III海兵遠征軍に関しては、「沖縄タイムズ」が95年初めにおける米軍資料を入手し公表した。さらに、平和資料協同組合では主な部隊の94年までの年次報告や組織表を情報公開法で入手しており、それらに兵力についての情報が含まれていることがある。洋上配備の兵力の内訳に関しては、一部を除いて公的資料は入手されていない。軍艦の海軍乗組員に関しては、ノーマン・ポルマー著「米国艦隊の艦艇と航空機—第15版」(1993年、米海軍協会)を参考した。海兵隊洋上兵力は、第31海兵遠征部隊に含まれていると思われるが明かではない。これらを総合して、全体の兵力構成を表にまとめたものが「在日米軍兵力の内訳」(資料2)である。

「在日米軍兵力の内訳」の部隊ごとの人員数を積み上げると、陸上配備兵力の総計は

47,010人、洋上兵力は10,220人となる。上記の概数と比較して、陸上配備兵力はほぼ一致し、総兵力数で約3%不足している。議論には十分な精度である。

(2) 極東条項

日米安保条約第六条は、「在日米軍の駐留の目的を「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と書いている。つまり、日本の安全と極東の平和と安全のために在日米軍は日本の基地を使用できる。では、極東とは何か。その解釈をめぐって60年安保改訂時に激しい国会論議が展開された。その結果、60年2月26日に政府は「統一見解」を出した。「統一見解」の必要部分の抜粋を資料3に掲げる。内容は次の二点に要約できる。

- ①日米安保条約上の「極東」とは、「大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域」であり、韓国や台湾も含まれる。
- ②この地域に脅威が発生したとき、それに対処するために米軍がとりうる行動の範囲は必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。

「統一見解」を素直に読むと、米軍が極東の外に出動することがあってもよいが、それはあくまでも極東に発生した脅威に対処するためである。

この「統一見解」が空文化していることは、在日米軍の湾岸戦争への本格的参加で明かである。冷戦時代は、ソ連という大きな脅威が存在していたので、「極東の範囲」論争も米ソ対立の重石のなかで理解されたが、冷戦後は事情が変わったにもかかわらず掘り下げる議論がされていない。

昨年11月、閣議決定された新防衛計画大綱が発表されたとき、内閣官房長官は、「日米安全保障条約にいう『極東』の範囲の解釈に関する政府統一見解を変更しない」と談話を出して明言した(資料4)。沖縄基地問題が最大の政治課題の一つになっている中で、新しい大綱がこれまで以上に日米安保体制の重要性を強調した内容になっており、新大綱は「安保再定義」の先取りであって沖縄の米軍基地の現状の固定化を招く、

との批判が予想された。官房長官談話は、その批判を封するために「極東の範囲」を再確認したと考えられる。

本報告では、在日米軍の個々の部隊の必要性の判断に、政府統一見解の素直な読み方を根拠にした。インド洋でのパトロールやアフリカ東海岸への派遣は在日米軍の任務ではないし、東南アジアの地域紛争への関与もソ連なきいま、米軍が在日米軍の極東対応上必要になることは、ほとんどないと考える。

(3) 多目的任務の問題——日米安保条約の根本的矛盾

本報告の作成にあたって、一つの部隊が部分的には「日本防衛と極東の平和の維持の任務」(以下「条約上の任務」と書く)にたずさわるが、同時に相当部分がもっと広い地域に及ぶ米国の戦略的任務にたずさわっている部隊をどう扱うかに困難がつきまとった。

冷戦後、在韓米軍と在日米軍は本質的に異なる軍隊になった。在韓米軍は明確な敵がいての前進配備軍だが、在日米軍は敵のいない平時駐留の前進配備軍である。在日米軍は、365日間、「極東の範囲」に限定されたはっきりしない敵にそなえて駐留するというのだから、米軍はずいぶんぜいたくな人員の使い方を強いられる。實際には、当然、条約は無視してもっと大局的な米戦略の必要性で動かざるをえない。そこには根本的に矛盾がある。

冷戦後の米戦略として採用された「ボトムアップ・レビュー」に基づく地域紛争戦略では、矛盾をさらにむずかしくした。削減されてスリムになった米軍を、予測するのがむずかしい地域紛争に効率よく投入するのに、米軍は新戦略をたてた。つまり、いかなる部隊も、一つの任務に限定されることなく、任務の途中であろうとも、他の任務に投入される、という考え方を基礎にすえたのである。第三者機関として「ボトムアップ・レビュー」に批判的検討を加えた米会計検査院(GAO)が、この考え方を説明した部分を訳して、参考までに資料5に掲げた。そこには、地域紛争では、米国内に駐留している部隊、在日米軍のように海外プレゼンス任務についている部隊、平和維持軍のような小規模作戦についている部隊、これらすべてを集めて臨機応変に部隊を

編成して戦うことが述べられている。

このような事情であるから、本報告の場合、二つの要素を考慮して、各部隊の削減の度合をA、B、C、Pにランクづけすることにした。二つの要素とは、常時駐留の必要性があるかどうか、もう一つは、任務の中における条約目的の占める比重である。

有事になれば、どんな部隊でも必要とされる。しかし、多くは必要なときに来援すればよいのであって、常時駐留する必要はない。すでに冷戦時においてもこの考え方にもとづいて、陸軍の主力戦闘部隊第9軍団(キャンプ座間)は司令部と骨格部隊しか日本に駐留していない。また、任務の中における条約目的の占める比重について、たとえば空母の平時パトロール任務は、西太平洋をパトロールするのみであれば日本母港の必要はない。米海軍は北大西洋、地中海のパトロールは冷戦時も母港なしにやってきた。インド洋、アラビア海までパトロールするためにこそ日本母港の意味があるので、条約目的からはずれた駐留であると判断する。

削減比率のランクづけは：

A——100%削減。基本的に条約任務を外れているか、部分的に担っている条約任務を常駐なしに果たしうると判断される部隊。

B——90%削減。連絡機能ないし受け入れ機能の保持でよいと思われる部隊。

C——50%削減。条約任務のための駐留の形式上の部分的合理性があるが、過剰に駐留していると判断される部隊。

P——対象部隊の削減に比例した削減。司令部や支援部隊で、全体の人員が減ればそれに比例して削減される。

(あくまでも安保条約の考え方を前提とした本報告書の作業上の判断で、日本の安全保障のために残留部隊が必要であるという判断ではない。)

§3. 部隊評価——陸軍

●在日米軍／第9戦域陸軍地域司令部	C	-70
●第17地域支援群	C	-200

94年9月、日本防衛の任を与えられていた第9軍団が改編され、第9戦域陸軍地域司令部(TAACOM)が創設された。現在、在日米陸軍司令官は同時に第9戦域陸軍地域司令部司令官の帽子をかぶっている。かつて第9軍団が日本防衛にあたる戦闘部隊と想定されていたが、前述したように第9軍団はすでに骨格のみの部隊で有事支援体制に入っていた。それがさらに縮小されたのである。第9軍団は第1軍団に吸収されその連絡任務のみが日本に残っているにすぎない。この変化を発表する米軍の広報文書(資料7)は、在日米陸軍の主要な役割を

1. 日本の防衛
2. 太平洋地域における緊急支援
3. 太平洋地域における人道援助

の3点としている。1の比重がきわめて軽くなるとともに、そのうえ2、3は条約上の任務ではない。緊急支援や人道援助は必要なことであるが、在日米軍に依存せずにやるべきことである。司令部機能はすでに削減されているので、今後の削減比率はCとした。

米軍の発表によると、第9戦域陸軍地域司令部は「ドイツやイタリアにある戦域陸軍司令部は、ヨーロッパの地域全体にわたる兵站支援を行ってきた。日本に第9戦域陸軍地域司令部を設立することによって太平洋地域に同じような能力を付与することになる」(資料7)と、説明されている。これは第17、10地域支援群が、条約上の任務を逸脱して広域の任務が付与されたことを意味している。

沖縄の第10地域支援群は、太平洋地域全体の米国防省人道援助計画(HAP)の管理を行っており、物資の受け入れと保存を行っていることが、太平洋統合司令部(CINCPAC)の広報誌に説明されている(資料6)。

第17地域支援群のもとにある補給大隊は、相模補給廠(神奈川県相模原市)で膨大な戦時用物資を維持管理しており、武器大隊は秋月弾薬廠(広島県江田島)を維持管理している。両基地とも、条約任務ではない湾岸戦争で顕著な後方支援の役割を果たしたことが明らかになっている。条約任務上の同様な支援任務は残るので削減率はCとした。

●第1特殊部隊群第1大隊(空挺) A

-390

この部隊の1991年と1992年の年次報告によると、この部隊は太平洋特殊作戦軍(C O M S O C P A C)の直接の作戦統制下にある。したがって、条約任務と無関係に超越して特殊作戦任務につく。91年の主要任務は、外国内部防衛(F I D)、第2任務は特殊偵察であった。F I Dは外国の内乱予防、心理作戦、現地軍人訓練、テロ対策などで、91年の極東では考えにくい任務であり、湾岸戦争の年であることを考えると、湾岸地域の任務であったと推定される。その年には、ピナツボ噴火後のフィリピンへの救難活動、バングラデシュのサイクロン災害救助活動、パプア・ニューギニアの土木建設支援、タイへの医療援助などの活動にも参加している。いずれも条約上の任務でないばかりではなく、日本に前進配備している必要はない。

事実、ベトナム戦争後から1984年までの約10年間、沖縄にグリーンベレーは配備されていなかった。削減率Aとする。

●その他の陸軍部隊 P

-480

その他の部隊は、ほぼ陸軍部隊全体の人員削減に比例して削減すべきと考えられる。陸軍全体の削減率を α とすると、 $710 \times \alpha + 800 = 1900 \times \alpha$ という方程式を立てて、 $\alpha = 0.67$ であるから、 710×0.67 、つまり約480人の削減となる。

陸軍全体の削減は1,280人である。

§4. 部隊評価——海軍

●空母インデペンデンス A

-4,700

●揚陸指揮艦ブルーリッジ A

-750

●その他母港軍艦 A

-4,770

1992年、チェイニー国防長官はフィリピンのスビック基地がなくなったことに関連して、米海軍は空母戦闘団も海兵即戦団も前進配備させないで、大西洋、地中

海にできていることを強調して次のように述べている。(原文は資料8)。

「最近の作戦計画の中で、また、たとえば空母戦闘団の機動力を考えるならば、五〇年前には死活の重要性を持っていた基地は、かってのような重要性を持っていない。われわれは、地中海でほとんど絶え間なく、空母戦闘団と海兵隊水陸両用部隊を展開してきたし、現在も展開している。しかも地中海内には、(それらの部隊の)米軍基地は存在しないのである。」

条約上の任務として、西太平洋をパトロールするだけであれば、日本を母港にする必要はない。ミッドウェーが1973年に横須賀を母港にしたのちの最初の大仕事がアラビア海への長期実験航海であったことが示すように、インド洋、アラビア海への定期的なパトロールがなければ、大西洋と同じように母港なしの展開が可能である。インド洋、アラビア海へのパトロールは条約上の任務ではない。空母ミッドウェーの1987～88年の航海記録を入手したクルーズブックから再現したものを資料9に示した。このパターンはインデペンデンスにおいても基本的に変わっていない。

第7艦隊の旗艦ブルーリッジ以外の戦闘艦に関しても、同じことがいえる。削減率をAとする。

旗艦ブルーリッジに関しては、やや複雑な判断が必要である。第7艦隊が極東のみを責任区域とするのであれば、旗艦をその区域に母港にするのは意味がある。地中海に展開する第6艦隊の旗艦ベルナップが、例外的にガエタ(イタリア)を母港にしていた。しかし、第7艦隊が広くインド洋・アラビア海まで任務区域とする限り、条約上母港にすることは許されないであろう。1992年のブルーリッジの行動を「年次報告」から図示したものを資料10に示す。インド洋、南太平洋への配備がこの年も含まれている。削減率Aとする。

●海兵隊航空基地 A	-110
●海兵隊基地キャンプバトラー A	-40

以下の議論で海兵隊はほとんどすべて削減されるべきなので、削減率Aとした。

●第72任務部隊／第1哨戒航空団	B	-230
●哨戒航空隊	B	-450
●第74任務部隊／第7潜水艦群	B	-140

対潜哨戒部隊はグアムから撤退した。日本にのみ配備する必然性はない。残すとしても連絡機能のみでよいとして、削減率Bとした。

●横須賀艦隊・工業センター	C	-90
●横須賀艦船修理部	C	-50
●厚木海軍航空基地	C	-330
●三沢海軍航空基地	C	-160

これらの部隊は、母港軍艦がいなくなつて大きく縮小されるべきであるが、母港なしに任務につく艦船や航空機の修理、訓練などの任務が残るので削減率をCとした。

●その他の支援部隊	P	-3,840
-----------	---	--------

その他の支援部隊のうち沖縄海軍病院は沖縄の米軍全体の病院機能を果たしているので、沖縄全体の削減率に比例した削減率で計算する。他の支援部隊に関しては、陸軍の場合と同じ考え方で計算した。

海軍全体での削減人員は、15,660人である。

§5. 部隊評価——海兵隊

●第III海兵遠征軍司令部	A	-500
●第3海兵師団	A	-7,210
●第1海兵航空団	A	-5,410
●第3軍役務支援群	A	-4,360
●第3監視偵察諜報群	A	-1,740
●第31海兵遠征部隊	B	-1,800

第Ⅲ海兵遠征軍(M E F)は、岩国の航空部隊をのぞいてすべて沖縄に駐留している。米海兵隊が世界に展開している三つの海兵遠征軍の一つである。基本的には第Ⅱ海兵遠征軍が大西洋に、第Ⅰ海兵遠征軍が太平洋第3艦隊に、第Ⅲ海兵遠征軍が太平洋第7艦隊にという形態がとられているが、実際にははるかに柔軟に運用されている。

沖縄の海兵隊に関しては、これほど明快な証拠はないと思われるほど明快に、日本の防衛任務と関係ないことが米議会で証言されている。つまり、1982年の歳出委員会の委員の質問に対して、国防省(ワインバーガー国防長官)が次のように答えている。(原文は資料11)

「沖縄の海兵隊は、日本の防衛任務には当てられていない。そうではなくて、沖縄海兵隊は第7艦隊の即戦海兵隊をなし、第7艦隊の通常作戦区域である西太平洋、インド洋のいかなる場所にも配備されるものである。現在のところは緊急配備軍の一部隊に任命されていないが、将来そうなることもありうる。」

ここに述べられている緊急配備軍というのは、湾岸地域の緊急事態に対処するためにカーター政権時代に創設された軍隊であり、1984年には今日の米中央軍(CENTCOM)になった。湾岸地域と東アフリカが中央軍の責任区域である(資料12)。第Ⅲ海兵遠征軍は、一言で言うと湾岸向けということである。

この事情は、こんにちもまったく変わっていない。湾岸戦争の例で想像できるように、冷戦後はいっそうこれは真実であろう。1991年8月のGAO報告書「軍事プレゼンス：太平洋における米軍」(GAO/NSIAD-91-192)は、次のように述べている。(原文は資料13)。

「太平洋海兵艦隊の海兵隊は、ほとんど沖縄に配備され、21, 631人を擁する第Ⅲ海兵遠征軍に所属している。日本にはいるが、その部隊は責任区域である太平洋の内にも外にも緊急配備されるものである。」

したがって、第31海兵遠征部隊(M E U)以外の第Ⅲ遠征軍の部隊は、すべて削減率Aとした。31 M E Uは、1992年に佐世保のベローウッド母港にともなって設

置された。小規模の海兵隊遠征部隊であるが、条約上の任務に海兵隊が必要なときの連絡体制を維持する意味で、削減率Bとした。

●海兵隊基地関係部隊 C -970

キャンプ・バトラー、岩国海兵隊航空基地などの部隊は、基地管理と訓練などに携わる支援部隊であるので、本体の部隊がいなければ当然要らない。しかし、有事受け入れ体制の維持という意味で削減率Cとした。

●マリン・バラックス P -210

情報公開法で得られたマリン・バラックスの任務は、横須賀、厚木基地の警備である。したがって、これらの基地が支える人員の削減数と比例する削減率で、削減が行われるべきである。海兵隊全体の削減は、22,200人である。

§6. 部隊評価——空軍

●第961空中警戒管制航空隊(AWACS) A -240

●第353特殊作戦群 A -620

これら二つの部隊は、任務からして日本に駐留する必要がないと判断される。ボトムアップレビューは、AWACSのような特殊装置は、地域に限定することなく地球的に運用することを述べている。事実、沖縄のAWACSはカリブ海の麻薬密輸摘発作戦に投入されている。特殊作戦部隊に関しては、グリーンベレーなどと同様にやはり条約任務に限定することのできない部隊である。削減率Aとする。

●第35作戦群 C -420

●第18作戦群(第961AWACS部隊以外) C -860

●その他 C -5,990

第35作戦群、第18作戦群などが実際戦闘機などを運用する戦闘部隊である。こ

これらの部隊を、本報告の観点から評価するときには、次の前提を理解する必要がある。資料14の太平洋空軍の各番号空軍の責任区域(日本は第5空軍)と、資料15、16のそれらに配備されている航空機の種類を見てみると、それぞれの責任区域で完結するように航空機は配備されていない。第5空軍は、たしかに条約上の任務を果たすように責任区域を定めている。しかし、たとえばグアムのアンダーセン基地を中心とする第13空軍は、資料15、16の表を見て明らかなように、航空機はまったくもっていない。

このような状態では、日本の基地に配備されている航空機は、明らかに第5空軍の任務区域をこえて、他の区域で任務につかざるをえない。

ここでは、その比率を50%として、作戦群とその支援群を一括してCと評価した。

空軍の削減人員は8,130人となる。

§7.まとめ

以上の評価の結果をまとめると以下のようになる。表では、資料2の各部隊の中の沖縄に駐留する部隊を別に集計して、沖縄に関する情報を見やすくした。ただし、残留した部隊が沖縄にいる必要はないのであって、この表はあくまでも現状から導かれたものであることに、注意を喚起しておきたい。

「極東条項」による在日米軍の削減

	日本全体			沖縄		
	現有	削減すべき数	残	現有	削減すべき数	残
陸軍	1,900人	1,280人	620人	900人	620人	280人
海軍	16,550	15,660	890	1,680	1,580	100
海兵隊	23,400	22,200	1,200	20,290	19,410	880
空軍	15,380	8,130	7,250	7,030	3,950	3,080
計 (うち陸上配備)	57,230 (47,010)	47,270 (37,050)	9,960 (9,960)	29,900 (29,900)	25,560 (25,560)	4,340 (4,340)

つまり、「極東条項」の厳密な適用という検討を加えるだけでも、在日米軍(母港軍艦を含む)は、1万人以下の人員でよくなり、現在の約5分の1に削減することができる。沖縄に関しては、約7分の1に削減される。

繰り返すが、日米安保条約の妥当性、米戦略の妥当性などに関しては、本報告では検討対象外としている。